

「集積回路用ウェハ生産への投資振興方針 針 (No. 7/2549)」

2006 年

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(ガルーダ印)

投資奨励委員会 告示

第 7 / 2549 年

件名 集積回路用ウエハ生産への投資振興方針

国内における集積回路ウエハ製造投資を支援するため、仏歴 2544 年投資奨励法(第 3 版)により改訂された仏歴 2520 年投資奨励法第 16 条および 31 条第 2 段落の権限に基づき、投資奨励委員会は 2000 年 8 月 1 日付け第 2/2543 号投資奨励告示付帯リストの 5. 6. 1 種の従った集積回路ウエハ製造事業を国家に対して特別に重要性および有益な事業とみなし、以下の恩典を与えることを告示する。

1. 全地域における機械の輸入税を免除し、従来の機械から改善または代用するため、または従来のプロジェクトの生産能力を増加させるために輸入することを許可する。プロジェクトがフルキャパシティーで稼働しているかどうかは問わない。期間は投資奨励を受けた全期間とする。
2. 第 31 条第 2 段落に従った法人所得税免除の割合を定めず、8 年間法人所得税を免除する。
3. 従来の機械の改善投資は、奨励を受けたプロジェクトの一部とみなす。

仏歴 2548 年 12 月 8 日より施行

仏歴 2549 年 3 月 20 日発令

(署名)

(ソムキット ジャトウシーピタック)

副総理大臣

投資振興委員長